

## 公職選挙法遵守に関する決議

平成17年、鳴門市議会は、公職選挙法違反で7人の議員が逮捕されたことを受け、本市議会史上初めて自主解散し、以後、信頼回復に努めてきた。

しかし、令和3年5月28日発行の無料生活情報誌に、平成30年3月に開店した市内の店に、長濱賢一議員の自身の店の名義と氏名を記した花輪が飾られている写真が掲載された。

同議員は、不起訴処分となったが、令和元年12月に、市内の飲食店に自身の店の名義と氏名を記した花輪を贈ったとして、市民から公職選挙法違反の疑いで告発された経緯がある。

これらのことから、同議員は、平成29年11月の市議会議員選挙で初当選してから、市民に告発されるまでの間、複数回に渡り、花輪の贈呈をしたことがうかがえる。

市議会議員は、市民の負託を受けた代表者であり、倫理観と責任を持って議会活動・議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければならない。

私たち市議会議員は、日頃から議員の寄付行為と有権者の寄付要求を禁止する公職選挙法の趣旨について、市民の協力と理解を得ながら公職選挙法の遵守に努めてきたところであるが、今後は、さらに自らの襟を正し、なお一層、公職選挙法の遵守に努めていくことを決意する。

以上、決議する。

令和3年6月25日

鳴門市議会